

お知らせ

お勤め先の健康保険等に加入された場合(または被扶養者の認定を受けた場合)は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

▼社会保険に加入したら国保資格の喪失を

国民健康保険に加入中の人は、平成23年中の所得について申告が必要です。所得がない場合や、少額でも申告が必要な場合がありますので、税務課(☎65-6508)まで問い合わせてください。

▼平成23年中の所得について申告を

国民健康保険は住民票の住所に郵送します。転送依頼されていても、転送できませんのでご注意ください。
※後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証は7月に郵送します。

▼4月からは新しい保険証で受診を

4月1日から使用できる新しい保険証(紫色)を、3月上旬より順次、『簡易書留郵便』で各家庭に送付します。現在お持ちの3月末期限の保険証(ピンク色)は、4月以降に各自で処分してください。



国民健康保険からのお知らせ

▼高齢受給者証をお持ちの人へ

会社等から交付された新しい保険証と、国民健康保険の保険証の両方を持つて、保険医療課または各支所福祉生活課で手続きしてください。自動喪失にはなりませんのでご注意ください。

70歳から74歳までの人にお渡ししている『高齢受給者証(薄みどり色)』のうち、4月から個人の負担割合が1割から2割になると表示されている受給者証をお持ちの人には、3月中に「有効期限(7月末)まで1割負担」と表示された高齢受給者証を郵送します。
これは、4月から負担割合を変更するとしていた国の取り扱いが実施時期を延ばすことになったためです。
新しい受給者証を受け取られましたら、現在お持ちの受給者証は各自で処分してください。
※現役並所得との判定により3割の自己負担の受給者証をお持ちの人は、そのまま変わりません。

印刷と封入封緘の都合により保険証と高齢受給者証は別々に郵送します。

問 保険医療課(☎65-6512)
各支所福祉生活課

国保運営協議会委員を募集します

国民健康保険運営協議会は国民健康保険事業の運営にかかる重要事項を審議する、法律で定められた機関です。協議会は年間3~4回開催されます。委員は被保険者代表、保険医等代表、公益代表、被用者保険代表の15人で構成されます。今回募集するのは、被保険者代表の2人です。

【募集期間】 3月30日(金)~4月6日(金)

【募集人数】 2人

【任期】 平成24年5月1日~平成26年4月30日

【応募条件】 18歳以上の長浜市国民健康保険被保険者で、世帯が長浜市国保料を完納していること。

【応募方法】 応募申出書および応募動機を記入した書面(400字程度、様式は自由)を期日までに提出ください。応募申出書は市ホームページからダウンロードしていただくか、保険医療課で配布しています。応募者多数の場合は選考により決定します。

【提出先】 保険医療課または各支所福祉生活課

問 保険医療課(☎65-6512)

お知らせ

市立病院通信 ⑫

お元気ですか



市立長浜病院 心臓血管外科 飯井 克明 先生

大動脈瘤について

近年、動脈硬化や高血圧が増えるにつれて心血管疾患もまた増えています。その中でも大動脈瘤は症状が生じにくく、最も気付きにくい病気と言えらるでしょう。

大動脈瘤とは、動脈硬化で弱くなった血管の壁に高い血圧がかかり続けることにより、血管が風船のように膨らんでいく病気で、鳩尾より上の大動脈瘤を胸部大動脈瘤、下の大動脈瘤を腹部大動脈瘤と言います。

一部には声がかれる、食べ物や飲み込むときにむせる、便秘になるなどの症状が出ることもあります。大半は無症状のまま進行します。血管の壁が耐え切れなくなるまで膨らみ、ついに破裂してしまうと、激しい痛みが胸や背中(胸部大動脈瘤)、お腹や腰(腹部大動脈瘤)に出現します。そして出血多量であつという間に死に至ります。つまり症状が出てしまったときにはすでに遅く、病院に辿り着く前に亡くなってしまう人も少なくありません。

未破裂の段階で治療することが最善ですが、治療方法は手術しかありません。人工心肺を用いた開胸手術や開腹手術の成績は飛躍的な向上を示してきましたが、体力のない年配者には難しい場合も多くあります。しかし最近では脚の付け根を5cmほど切るだけですむステントグラフト内挿術というカテーテル治療ができるようになり、その応用は広がってきております。

この病気はエコーやレントゲン、CTスキャンで見つけることが出来ます。定期健診等で異常が見つければ、一度ご相談ください。

問 市立長浜病院(☎68-2300(代表))

バーデあざい(健康パークあざい) 温浴施設

65歳以上無料招待

【期間】 3月1日(木)~31日(土) 毎週火曜日定休

(3月20日(祝)は営業)

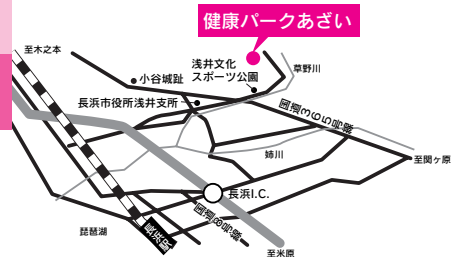
【対象】 市内在住の65歳以上の人

(生年月日が昭和22年3月31日以前の人)

※「バーデあざい」の受付にて生年月日が確認できるもの(運転免許証または保険証)をお見せください。

※無料招待は1人につき1回に限ります。

問 バーデあざい(野瀬町828、☎76-1126)



人工透析を受けている人に通院交通費を助成します

【対象】 次の①~③の条件をすべて満たす人
①腎臓機能しょうがいにより、身体障害者手帳の交付を受けている人
②人工透析を受けるために、交通機関(自家用車を含む)を利用して月8回以上通院している人
③本人および同居の生計中心者の平成23年度市民税所得割が3万3千円未満の人

【支給対象期間】 平成23年4月~平成24年3月分(1年分まとめた申請になります。)

【支給額】 自宅から医療機関までの直線距離が
・5キロメートル未満…月額1,000円
・5キロメートル以上…月額2,000円

・5キロメートル以上で地理的要因等市長が認めた者…月額3,000円

【申請期間】 3月22日(木)~4月13日(金)(土日・祝日除く)

【持ち物】 通院日の証明書、身体障害者手帳、本人名義の預金通帳、印鑑

※証明用紙は、しょうがい福祉課(東別館1階)、各支所福祉生活課にもあります。あらかじめ医療機関で通院の証明を受けてください。

問 しょうがい福祉課(☎65-6518)、各支所福祉生活課